

社会福祉法人松波福祉会 役員並びに評議員報酬規程

平成13年 7月27日 制定

平成17年 2月24日 改正

平成29年 6月15日 改正

令和 5年 6月15日 改正

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人松波福祉会（以下「当法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）並びに評議員の報酬等について定めるものとする。

(報 酬)

第2条 役員並びに評議員の報酬は、次のとおりとする。ただし、当法人の職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく報酬は支給しないものとする。また、柿崎区内での職務については、本報酬以外に旅費を支給しない。

理事長	日額 15,000円
業務執行理事	日額 15,000円
理 事	日額 10,000円
監 事	日額 10,000円
評議員	日額 10,000円

(支給方法)

第3条 報酬については、毎月14日に前月に従事した日数分の報酬を支給する。なお、14日が休日等の場合は金融機関の営業日に繰り上げる。

2 報酬は通貨で直接その全額を本人に支払う。ただし、本人の同意を得た場合には、本人が指定した金融機関の本人名義の預貯金口座に振り込むことによって支払う。その場合には、役員並びに評議員は振込口座を届け出るものとする。

(公 表)

第4条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第5条 この規定の改廃は、評議員の承認を受けて行う。

附 則

- 1 この規程は、平成13年8月23日から施行する。
- 2 昭和61年3月7日に制定した社会福祉法人役員報酬規程は、平成13年8月22日をもって廃止する。なお、平成13年8月22までの平成13年度分の報酬は月割計算により支給する。
- 3 この規程は、平成17年3月1日から施行する。
- 4 この規程は、平成29年7月1日から施行する。
- 5 この規程は、令和5年6月16日から施行する。